

安八町告示第93号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和元年6月9日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書(以下「請求書」という。)〕について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和元年6月28日

安八町監査委員

清 伸一

清

安八町監査委員

大平 文雄

大平

記

第1 監査の請求

1 請求人

[REDACTED]

2 請求書の受付

令和元年6月9日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成30年4月19日、西濃地区現地機関の長との懇談会の折の会費5,000円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成30年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
2. 平成30年度 証拠書類貼付台紙
3. 令和元年5月13日付 安総第1100号 情報公開決定期間延長通知書
4. 令和元年5月13日付 安総第1101号 情報公開決定期間延長通知書
5. 令和元年5月13日付 安総第1102号 情報公開決定期間延長通知書

6. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)
7. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)
8. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料(タクシ一代)の戻入れについて(戻入れ金額175,250円)

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、令和元年6月11日に清伸二監査委員並びに大平文雄監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、平成30年4月19日、西濃地区現地機関の長との懇談会の折の会費5,000円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

のことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、令和元年6月25日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、令和元年6月20日に欠席の連絡があったため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかった。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、令和元年6月25日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象課を総務課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第5章 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

(1) 平成30年3月28日付「西濃地域現地機関の新・旧長との西南濃町村会との懇談会（以下「懇談会」という。）の開催について（ご案内）」が、西南濃町村会長から安八町長（以下「町長」という。）に送達された。

(2) (1) の内容は、「日時／平成30年4月19日（木）18：30～、場所／[REDACTED]、(中略)」であった。

(3) 町長が懇談会に出席する目的は、西濃地区の長らから、各市町の特性を活かし、その実情に応じたまちづくりに対する意見や考え方を聴取するため、又、第五次

③ 総合計画に沿って、「若者や子どもたちを優しく包摂するまちづくり」の実現のためには、西濃地区の各市町との協働や協力が必要不可欠であると考えていたことから、当面における安八スマートインターチェンジの効果を最大限に活用して取り組むまちづくりの課題等を説明することであった。

(3) 町長は、(3) の目的をもって懇談会に出席し、請求書中、事実証明書②にて示されているとおり、会費として5,000円を支払った。

(4) 町長は、懇談会の機会を利用して(3)の目的を達成した。

第6 判断に当たっての関係法令等について

1 行政实例

交際費の一般的意義及び具体的意義について、一般的には、対外的に活動する地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執行に必要な外部との交際上要する経費で、交際費の予算科目から支出される経費である。

(昭和28年7月1日自行行發第200号千葉県総務部長あて行政課長回答)

2 町長交際費の支出基準

町長又は町長の代理として副町長若しくは職員が、町を代表して外部の個人又は団体との交際に要する経費の支払いをすることについて、交際費の種別、支出範囲その他支出基準が規定されている。

3 町長の権限及び職務について

町長は、地方公務員法第3条第3項第1号の規定による特別職であり、一般の職員とは違い、同法第4条第2項の規定により同法の適用を受けず、勤務時間や服務についての規定はない。

町長の権限及び職務については、法第147条で「普通地方公共団体の長は、当該地方公共団体を統括し、これを代表する。」、法第148条で「普通地方公共団体の長は、当該普通地方団体の事務を管理し及びこれを執行する。」と規定されており、その職務と権限は相当広範囲にわたるものである。

町長の行為が公務であるか否かについては、最高裁平成元年9月5日判決、最高裁平成18年12月1日判決から、以下の基準に従って判断すべきである。

- (1) 町長の行為が、特定の事務を遂行し対外的折衝を行う過程において具体的な目的をもってされるものであれば許される。
- (2) 上記(1)に該当しない場合であっても、①普通地方公共団体の住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を果たすため、相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とする客観的にみることができ、かつ、②社会通念上儀礼の範囲にとどまるに限り、当該当該地方公共団体の事務に含まれるものとして許容される。

第7 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「安八町長は安八町を代表して西濃地区現地機関の長との懇談会に出席しているはずであり、公費を使用する以上はこれらの書類を作成し、会の内容や結果を記録し、これらの情報を今後さまざまな施策に活用できる状態にしておかなければならぬことは言うまでもない。月日が経ち、町長のこの会の内容の記憶が曖昧となってしまったら、本件の会が安八町にとって全くムダな支出となってしまう。監査委員は公金の支出に伴い、これらの書類が作成されており、公金の支出に疑義がもたれるものではないか監査せよ。これらの書類が作成されていなければ、平成27年度、平成28年度、大垣土木事務所との懇親会費用の返金と同様で返金されなければならないものである。また、これらの公費の支出に際して疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議

会費の⑭使用料及び賃借料(タクシ一代)の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」と主張している。

本件請求が町に損害を与えたか否かの判断に先立ち、町長が懇談会に出席することについて検討した。

地方公共団体の首長である町長の職務遂行は一般職とは違い、勤務時間に概念がなく、土日祝日又は昼夜を問わず公務が優先される。

また、その範囲は広範である。

上記、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(2) のとおり、町長は懇談会の機会を利用して、当面における安八スマートインターチェンジの効果を最大限に活用して取り組むまちづくりの課題等につき説明し、西濃地区の長らと意見交換等を行っている。

つまり、町長が懇談会に出席することは、行政の衝にあたる者として、西濃地区の長らと相互理解や懇親を深めるためにも有意義なものであり、かつ、将来にわたる西濃地区の市町との協働や協力を確実なものにする効果が期待できる。

また、町長として、安八町のまちづくりに理解を示している西濃地区の長らに対し、敬意をもって接するべきものであり、西濃地区の長らと相互理解を図り、懇親の実を深め、今後の協力を期待する機会として懇談会に出席することも社会通念上の相当性が認められる。

これらの事情等を総合すると、町長が懇談会に出席したことは、町長として適切な行為であり、公務として評価すべきものと解するのが相当だと判断した。

以上のことから、懇談会の機会を利用して西濃地区の長らから、各市町の特性を活かし、その実情に応じたまちづくりに対する意見や考え方を聴取すること、又、当面における安八スマートインターチェンジの効果を最大限に活用して取り組むまちづくりの課題等を説明することは、首長である町長の職務の範囲内であり、行政実例(昭和28年7月1日自行行発第200号千葉県総務部長あて行政課長回答)による交際費の解釈に沿って、町長交際費の支出基準に基づき、公務である懇談会の出席に付随して支出された本件請求は、町に損害を与えるものではないと判断した。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由の記載のとおり、本件支出が「これらの書類が作成されていなければ、平成27年度、平成28年度、大垣土木事務所との懇親会費用の返金と同様で返金されなければならないものである。また、これらの公費の支出に際して疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料(タクシ一代)の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである」としているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

なし。